

産業革命期日本における 重工業大経営労働者の 「都市下層民」的性格について（下）

西成田 豊

はじめに

- 1 「都市下層民」論の系譜
- 2 統計がものがたるもの（以上、前号）
- 3 史料・文献がものがたるもの（以下、本号）

むすび

3 史料・文献がものがたるもの

それでは次に、史料・文献は何をものがたっているのでしょうか。主要な史料・文献を取りあげ、この点を検討することにしたい。

(1)「東京府下貧民の真況」 これは、民権新聞として鳴らした『朝野新聞』の1886（明治19）年3月25日から同年4月8日まで8回にわたって連載された新聞記事である⁽⁸⁷⁾。

この新聞記事は、冒頭で「東京府下にては細民の飢凍を嘆くもの、日々に増すところ聞け減ると云ふことの嘗て耳に入らず⁽⁸⁸⁾」（傍点引用者）と述べたあとすぐに、「貧民の最も多く巢居を構へたるは、四ツ谷鮫ヶ橋町若しくは麻布谷町及び笹笥町等なり⁽⁸⁹⁾」（同上）と記している。すなわち、この記事ではその使い分けの基準は判然としなが、^ひ「細民」=「貧民」として把握されているのである。その「細民」=「貧民」の職業は人力車挽きがもっとも多く、それに次いで左官や土方などの手伝がおり、最底辺に紙屑拾い、乞食が存在するとされている⁽⁹⁰⁾。ここでは、工場労働者はまったく存在しないことはもちろん、左官（職人）や土方が「貧民」とは区別されていることに注目したい。

「貧民」の妻はほとんどが内職をしており、この記事に記された内職は、団扇の骨作り、刷毛綴り、マッチの箱張り、ガスの石炭撰分、^{えりわけ}割れガラスの買い歩きである。その妻の内職収入は1日2銭－5、6銭であり⁽⁹¹⁾、その月収は（毎日働いたとして）、60銭－1円50銭ほどであり、それは夫のひ

(87) 西田長寿、前掲『明治前期の都市下層社会』8頁。

(88) 「東京府下貧民の真況」（西田、同上書所収）55頁。

(89) 同上。

(90) 同上。

(91) 同上、56～57頁。

と月の収入7円-8円⁽⁹²⁾の8%-20%ほどにあたる。

住んでいる家屋は、「素より九尺二間の荒屋にて、建て年経れば柱は傾きて壁は半落ちたり⁽⁹³⁾」という状態か、長屋のばあい「一棟七八戸より十戸位建て連ね、例に依って九尺二間の荒屋なり⁽⁹⁴⁾」という状況であった。屋賃はひと月20銭-40銭であったが、一度にこれらの屋賃を払うことは困難であり、毎日少しずつ払う日掛^{ひがけ}が一般的である⁽⁹⁵⁾とこの記事は記している。

(2)「貧天地饑寒窟探検記」これは貧天地と題した東京の貧民窟の視察記と、大阪の饑寒窟の探検記との二部から構成されており、ともに陸羯南^{くがかつなん}が主宰する『日本』新聞に掲載されたものである。前者は1890(明治23)年8月29日から同年9月21日まで13回にわたり、後者は同年10月7日から同年11月8日まで21回にわたって掲載された⁽⁹⁶⁾。1893(明治26)年、両文をひとつにまとめたかたちで、大我居士(桜田文吾)『貧天地饑寒窟探検記』として出版されている。

まずこの本は、東京の各地「貧天地」における職業をこと細かに列挙したうえで、全体の70%-80%は、男は車夫(人力車挽)、紙屑買い、紙屑拾い、女は硝子屑^{ガラス}買いである、と述べている。当然、工場労働者(職工)はまったく出てこない。一方、大阪の「饑寒窟」については、「東京の貧天地惨は則ち惨なれとも、浪華の浦の名に高き名護町の一窟こそ海内無比の貧世界と伝ふなれ、之を一探せされは我国の『下層社会』は斯の如しと未だ俄かに断案を下す可らず⁽⁹⁷⁾」と記している。ここでは、東京の「貧天地」より大阪(名護町)の「饑寒窟」の方がずっと貧しいことが指摘されているが、注目すべきは、ここで初めて「下層社会」という言葉が用いられていることである。文脈から言ってみれば「下層社会」とは、「貧天地」「饑寒窟」など貧民が集住する社会と理解してよいであろう。そしてこの本は、「下層社会」を代表する「饑寒窟」の貧民が社会的に差別された存在であることを次のように表現している。

「子を棄て、妻に別れ、居を離れ、郷を去る等は彼等の幾回となく経歴し来る所なれば、殆ど普通一般の事となり…彼らは常に社会一般の人類^{ひんせき}に擯斥せられ、時には叱られ、時には罵(ののし)られ、或は打たれ、或は逐はれ…⁽⁹⁸⁾」

したがって、これら貧民の職業は、「人力挽-は賤業中の最も有利なるものとは下等社会(=下層社会-引用者注)一般の信するところ⁽⁹⁹⁾」とあるように、賤業視されていた。

名護町「饑寒窟」の職業は、雑業6302名、無業121名、紙屑拾い1569名、乞食1006名、燐寸職990名、総数9988名であるが、雑業者の半数は児童とされている⁽¹⁰⁰⁾。したがって総数のうち雑業は32%、児童32%、無業1%、紙屑拾い16%、乞食10%、燐寸職10%である。したがって、大工職など職人

(92) 同上、58頁。

(93) 同上、56頁。

(94) 同上、58頁。

(95) 同上、59頁。

(96) 西田、前掲『明治前期の都市下層社会』17頁。

(97) 大我居士『貧天地饑寒窟探検記』1893年(西田、同上書所収)86頁。

(98) 同上書、91頁。

(99) 同上書、112頁。

(100) 同上書、110頁。

はこれらの貧民とは異なる、社会的には一段高いステータスの階層とみられていた。この本の筆者（桜田文吾）が貧民になりすまして名護町の本賃宿に宿泊したさい、次のような体験に遭遇していることにそれは端的に示されている。

「此時裸漢は腹膨れたるものと見え、転一[？]、寝返りて面を此方に向け、お前さんの御職は問ひ掛けたり、予は此れに一驚し身心同時に慄^{ぞろ}とせしが…凡そ此の社会に在りてはお前さんと称するは人を敬ふなり、御職はと問ふは一般の礼なり、彼れ己に敬と礼を用ふ…（したがって－引用者）大工[？]なり、と答ふれば、彼は頗る予が職業の高尚と良好を羨むの色あり⁽¹⁰¹⁾。」

またこの本は、貧民の諸職業の1日平均収入を4銭8厘余りとし、その生計費を以下のように計算している。飯米4合（1升7銭の南京米）2.8銭、飲料水（手桶8目分）、0.2銭、菜0.3銭、薪0.3銭、屋賃日掛1.5銭、地蔵祭の積金0.2銭、合計5.3銭⁽¹⁰²⁾（エンゲル係数62%）。したがって貧民は、毎日5厘の赤字を出しているとされている。一方、貧民の家屋は1軒1室であり、4畳敷は上等、3畳敷がそれに次ぎ、最も下等は2畳敷であると記されている⁽¹⁰³⁾。屋賃の支払方法が日掛であることは上記したとおりである

(3)「東京市内の手工工人」（下等社会生計の一大現象） これは松原岩五郎が『国民新聞』1893（明治26）年10月29日附録、同年11月5日附録に2回にわたって執筆したものである⁽¹⁰⁴⁾。

松原岩五郎は、前出の「東京府下貧民の真況」とは異なり、産業革命開始後の東京の「下等社会」貧民の状況を描いている。それは、婦女子、子供を含む貧民のなかにおける小細工的手工工人の大量の存在である。松原は言う。「何言の漫言ぞ東京は遊民の集会所なりと、知らずや東京の最下層は鍛錬なる手工者の寄て集まる処なり⁽¹⁰⁵⁾。」ただ本稿の課題との関連で注目すべきは、松原が「本所区内一万八千の戸数中就て、大工、左官、塗師、染物等一廉の職業を帯びたる者及会社通勤の職工を除き、単に這般、手工者として日に2銭以上、16銭迄の工銀を得て就業する者実に8千の多きに達す⁽¹⁰⁶⁾」と述べていることである。松原が「東京の最下層」と職人、職工をはっきりと区別していることに注目しなければならない。

(4)「最暗黒の東京」 松原岩五郎は上記の記事を執筆する以前の1892（明治25）年11月11日以降、一連の下層社会報告を『国民新聞』紙上に発表していた。その一部とあらたに書き下ろした稿とからなるのが、『最暗黒の東京』である。これは、1893（明治26）年11月民友社から刊行された⁽¹⁰⁷⁾。

この本で、松原は、「質屋、日済貸（日銭の貸金業－引用者注）、無尽講（互助的な金融組合－同）、損料屋（料金をとって夜具、蒲団などを貸す商売－同）等は例によって下層社会へ一時の融通を幫

(101) 同上書、99頁。

(102) 同上書、113頁。

(103) 同上書、106頁。

(104) 労働運動史料委員会『日本労働運動史料』第1巻、1962年、所収。

(105) 同上史料集、41頁。

(106) 同上史料集、39頁。

(107) 松原岩五郎『最暗黒の東京』岩波文庫、1988年、立花雄一「解説」。

くるものなり⁽¹⁰⁸⁾」と述べ、「下層社会」という語を用いている。しかしそのほかでは、「貧街」、「貧窟」、「飢寒窟」という語を使用しているので、下層社会とは貧民社会であると理解してよいであろう。

これらの貧民の職業について、松原は新網町について、人力車夫がその半数を占めているとし、そのほか日傭取、「土方職工」、紙屑買い、あらゆる「縁日の小細工人の類」をあげている⁽¹⁰⁹⁾。そしてこれらの諸職業は、貧民社会にあつて「営業柄上等の部」に属すと記している⁽¹¹⁰⁾。産業革命開始後のこの時期になつても、この社会には工場労働者（重工業労働者）はいまだ登場していない。否、松原のこの本は、工場労働者（職工）と貧民「労働者」の社会的ステイタスの違いをはっきりとものがたっている。

すなわち、東京府下にはさまざまな飯食店が存在したが、室町3丁目、芝宇田川町、牛込揚場町の「有名なる」上等の飲食店の顧客は、「労働者にあらずしてやや財囊（財布－引用者注）裕かなる商賈職工等」⁽¹¹¹⁾であるとし、他方、下等飲食店、とくに飯屋居酒屋の第一の顧客は「皆労働者」であると記している⁽¹¹²⁾。注意すべきは、この時期に用いられた「労働者」とは人力車夫や土方、人足などの肉体能力で仕事をする者をさし、工場労働者を意味する「職工」とは明確に区別されていたことである。

また松原は、さきに記した諸職業に従事する貧民の日収を、多くとも2、30銭を超えることはなく、少ない者はわずか5、6銭であると述べている⁽¹¹³⁾。実際松原は、貧民社会のなかでもっとも割りの良い人力車夫の日収は22、3銭と記している⁽¹¹⁴⁾。これは、前掲表1から推察して「日傭男人夫」の賃金とほぼ同等である。換言すれば、日傭人夫は人力車夫とならんで「下層社会」=貧民社会の代表的職業であるとともに、その上層に位置する職業であった。

(5)「日本の下層社会」 1899（明治32）年4月に発行されたこの本は、横山源之助の代表的著作として有名である。

まず横山は、この本で「下層社会」を次のように捉えている。

「東京市十五区、戸数二十九万八千、現住人口百三十六万余、其の十分の幾分は中流以上にして、即ち生活に苦しまざる人生の順境に在るものなるべしと雖も、多数は生活に如意ならざる下層の階級に属す⁽¹¹⁵⁾。」

このように横山は、東京の社会が全体として「下層社会」的性格を帯びていることを指摘する。したがって、「下層社会」は工場労働者を含めて多くの職業従事者から構成される。そこで横山が導入したのが「細民」概念である。「細民」についてまず横山は、「細民は東京市孰れの区にも住み…細民

(108) 同上書、66頁。

(109) 同上書、61頁。

(110) 同上。

(111) 同上書、111頁。

(112) 同上書、146-147頁。

(113) 同上書、35-36頁。

(114) 同上書、64頁。

(115) 横山、前掲『日本の下層社会』19頁。

の最も多く居住する区を挙げれば…本所，深川の両区なるべし⁽¹¹⁶⁾」，「本所深川の両区は…職人及人足日傭取の一般労働者より成り立ち…⁽¹¹⁷⁾」と述べ，本所，深川を中心としつつも東京市の中の地にも住んでいる職人，日傭人足を「細民」として挙げる。そのうえで横山は工場労働者も「細民」と規定し，次のように述べている。

「特に本所区は工業なき東京市にては最も工場多き土地なるが故に，恰も大阪市に於て見ると等しく工場労働者たる細民を見ること多きは最も注目するに足るべし，欧米諸国の細民は概ね工場労働者なり⁽¹¹⁸⁾。」

次いで横山は，「貧民」の考察に移り，四谷鮫河橋，四谷万年町，芝新網を東京の3大貧民窟と記し，その職業は「人足日傭取」がもっとも多く，車夫，車力（大八車などによる荷物運搬），土方がこれに次ぐとしている⁽¹¹⁹⁾。「人足日傭取」は「細民」でもあり「貧民」でもあるという，横山の認識が示されている。しかし，横山の「貧民」論でもっとも注目すべきは，東京の「貧民」と大阪の「貧民」を比較して次のように述べている点であろう。

「東京の貧窟に工業直接の労働に服する職工を見ること少きは異とすべし。新網の如き附近に芝浦製作所あり，瓦斯会社ありといへども，実際職工として工場に出で居るは，僅に十二三人に過ぎず，大阪の貧民窟に職工を見ること多きの比に非ず⁽¹²⁰⁾。」

東京の「職工」は，横山によれば「細民」であるので「貧民窟」出身が少ないのは当然であろう。しかし，大阪の職工で「貧民窟」出身が多いというのは，横山がこの本で燐寸工場と「貧民部落」の関係を詳しく検討していることに示されるように⁽¹²¹⁾，燐寸工場職工をかなり強く意識した見解といわねばならない。

なお横山がこの本で，重工業労働者（「鉄工」労働者）の日収60銭は「中等に属する⁽¹²²⁾」としていること，また「父母あり，子供ありて他に収入なく，而して家長の賃銀70銭以下なるは概ね生活不如意（生活困難－引用者注）ならざるはなきなり⁽¹²³⁾」と述べていることに，注意を促しておきたい。

(6)「内地雑居後之日本」 『日本の下層社会』を出版した翌月，1899（明治32）年5月，横山源之助は『内地雑居後の日本』を出版した。『日本の下層社会』が客観的な社会観察の書であったのに対し，この本は横山自身の考えを随所で述べた信条あふれた書物である。では，その信条とは何か。ひとつは，「内地雑居⁽¹²⁴⁾」後，「資本に欠乏せる我が工業界に外国の資本入り込み，外国の資本家が親ら工場を建て，我が労働の安すきを機会として，工業に従事する暁には果して如何な

(116) 同上。

(117) 同上。

(118) 同上書，19—20頁。

(119) 同上書，22頁。

(120) 同上書，30頁。

(121) 同上書，第3編第2章参照。

(122) 同上書，227頁。

(123) 同上書，232頁。

(124) 「内地雑居」とは，外国人が日本国内のどこにでも自由に居住することができることをさす。1894年の日英通商航海条約で認められ，5年後の99年7月から実施された。

るべきや⁽¹²⁵⁾』という危機意識にもとづく、「我が労働の安さ」(低賃金)を改善しなければならないとする思想である。いまひとつは、欧米と比較したばあいの日本の労働運動の未発達を憂い、労働運動発達のために必要な「知識を養ふ」書籍、新聞代を生活費用の一部に数えようとはしない、あるいは数えることができない「鉄工」労働者とその低賃金に対する批判意識である。したがってこの本では、「鉄工」労働者の賃金の低さの側面がやや過度に強調されていることに留意しなければならない。

横山は言う。

「鉄工場に於ては、十時間をもて規定の労働時間とはなせ共、孰れも規定通りに労働^{おつ}を了るは少なく、一ヶ月中二十日は居残仕事をし、時に十二時迄夜業することあり、故に賃銭は僅に30銭乃至35銭なれども、分増賃銀を得て、大抵50銭乃至60銭を取るは、蓋し職工諸君の幸福なるが如くにして…⁽¹²⁶⁾」

「鉄工」労働者の基本賃金が30～35銭であったかどうかは、後にあらためて検討することにし、「鉄工」労働者が日収50～60銭で「幸福」を感じずとしていることは、横山のさきの『日本の下層社会』が日収60銭をもって「中等」としていること、また日収70銭以下でも「生活不如意」としていることと首尾一貫しているかどうかは、はなはだ疑問と言わざるをえない。しかも横山は、「鉄工」労働者の家計支出構成を考察するさい、「鉄工」労働者の賃金をさらに押し下げ、「余れは一日50銭日給〔日収〕の職工達を以て標準とすべし⁽¹²⁷⁾」と述べている。

以上のように横山は、「鉄工」労働者の基本日収について無視しがたい転変を繰り返しているが、ここではひとまず、横山の言うとおりの日収50銭を「鉄工」労働者の標準賃金とし、その家計支出を検討することにした。 「鉄工」労働者の休日は、旧来の職人的伝統にもとづき毎月1日と15日であり⁽¹²⁸⁾、1ヶ月の労働日は28、9日となるが、ここでは横山は、1ヶ月26労働日とし、日収50銭の「鉄工」労働者の月収を13円としている⁽¹²⁹⁾。そして親子三人の世帯を前提とし、その家計支出を、家賃2円10銭、米代4円、蔬菜1円、肴1円、薪炭1円、石油代20銭、糞代60銭、湯銭代60銭、髪結代30銭、総計10円80銭としている⁽¹³⁰⁾ (エンゲル係数46%)。そして横山は、この家計支出ではひと月「1円80銭(2円20銭の誤り-引用者注)の剰余あるのみ⁽¹³¹⁾」とし、「若し此の職工にして毎夜酒一合宛膳の傍に置くを慣習とせんか、4合四銭の酒といふも一ヶ月に積りて一円二十銭、すなわち僅に六十銭(1円の誤り-引用者注)を剰すのみ⁽¹³²⁾」と述べ、「鉄工」労働者の貧困を説いているのである。

しかし、エンゲル係数が46% (さきの貧民のエンゲル係数62%と対比されたい) で、晩酌をしな

(125) 横山源之助『内地雑居後の日本』岩波文庫、1954年115頁。

(126) 同上書、37頁。

(127) 同上書、39頁。

(128) 横山、前掲『日本の下層社会』218頁。

(129) 横山、前掲『内地雑居後の日本』39頁。

(130) 同上。

(131) 同上。

(132) 同上。

ければ月収の17%の貯蓄ができ、毎日晚酌をしたとしても、日収二日分の黒字となる家計を貧困と呼べるであろうか。しかも横山は、何の根拠も示すことなく、「人を換へて六十銭の賃銀を得る所の職工とするも、同じく生活に困難するを認むべし⁽¹³³⁾」と断言する。したがって、日収50～60銭を「標準」とする「鉄工」労働者は「其の十分の六、七迄が生活を困難し居る⁽¹³⁴⁾」ということになる。

以上のように横山が、「鉄工」労働者の貧困的側面をこと更に強調する背景には、以下のように訴えることによって、「内地雑居」を控えて「鉄工」労働者が賃金増額をはかり、欧米労働者のように新聞、雑誌を読むことを促すためであった。

「神聖なる労働に服する職工諸君よ、生活に欠陥を示せるは貧民なり。貧民は社会の厄介者なり、人間としては恥辱の極なり、而して卿等の同類の十分の六七迄が貧民と生活を同ふすると聞けば諸君は如何に感ずるや⁽¹³⁵⁾。」

ただし、この文章は、既述のように貧民に対する差別観があること、『日本の下層社会』では「細民」と規定した「鉄工」労働者の自覚を促すために、この貧民に対する差別観を利用していることの2点で、けっして誉められた文章ではない。

(7)「貧民状態の研究」これは、『中央公論』1903年6、8、9月号の3回にわたって掲載された横山源之助の論説である。1900年の治安警察法成立、日本最初の労働組合である「鉄工組合」（1897年設立）の衰滅（1901年後半）を目の当りにして「鉄工」労働者の自覚には限界があると判断したためであろうか、横山はこの論説で一転して工場労働者を「貧民」と規定している。

「余輩は最も広汎の解釈を取り、中等以下の社会人民は悉く之を貧民の範囲に加へんと欲す。鮫ヶ橋、万年町等に居住せる雑業者は言ふ迄もなく、日傭人足、人力車夫の普通労働者は固より、技術を要する職人及び工場職工の如きも同じく之を貧民に加へ、力役者以外の屋台店、大道店、棒手振トボシのボテフリ小商人も之を同一研究の下に置かんとす⁽¹³⁶⁾。」

したがって横山は、それまでみずから使用してきた「細民」概念を放棄し、「余輩は貧民の意味を細民と同一⁽¹³⁷⁾」にすると記している。こうして横山は、前記(1)「東京府下貧民の真況」と同様、細民＝貧民として把握することとなった。前述のように、行政当局の諸調査報告がほぼ一貫して「細民」という言葉を用いたのは、「貧民」という言葉に差別的ニュアンスがあったことと、日本の政治・経済制度が貧しい人々を生み出しているという批難を免れようとしたためであったと考えられる。

横山が細民＝貧民としたことは良いとしても、「中等以下の社会人民」をすべて貧民としたこと、すなわち、雑業者も職人も工場労働者もひとしく貧民としたことは、第2節の考察をふまえれば、明らかな誤りと言わざるをえない。ただし横山が、「貧民」としての「工場職工」の研究の留意点として第1、第2の点にそれぞれ「従来の職人にして工場職工に変化せる者」、「職人と工場職工と

(133) 同上。

(134) 同上。

(135) 同上。

(136) 横山源之助「貧民状態の研究（上）」（『中央公論』1903年6号）、25～26頁。

(137) 横山、同上論文、26頁。

の比較」を掲げたことは⁽¹³⁸⁾、慧眼と言うべきであろう。

(8)「職工事情」 これは、周知のように工場法の立案準備のために農商務省商工局がおこなった調査報告(1903年刊)である。ここでは第2巻「鉄工事情」と第3巻「附録」を検討することにした。

この書では、「鉄工」労働者の激しい移動を指摘するとともに⁽¹³⁹⁾、勤続年数の長い定着労働者についても触れている。日鉄大宮工場は、既述のように妻帯者の比率がひじょうに高い工場であったが、同工場には「勤続年数ノ多キ者又ハ技能優等ナル者ヲシテ先ツ之ニ住居セシムル⁽¹⁴⁰⁾」社宅が存在した。戸数約250戸からなるその社宅の間取は、六畳二間と入口の付いた台所からなっていた⁽¹⁴¹⁾。この社宅が前述の貧民の住居とは大きくかけ離れたものであったことは言うまでもない。勤続年数の長い定着労働者について、この書はさらに「永ク勤続スル者ハ容易ニ(勤務先の工場を－引用者)出テス、何トナレハ家ヲ持テ居ルヲ以テ遠方ニ行クヲ好マス⁽¹⁴²⁾」とも記している。家を所有している「鉄工」労働者は妻帯者であると考えられるから、こうした労働者は工場を渡り歩くことなく、一つの工場に長く勤続する傾向にあることを、この記述はものがたっている。

また、ある工場の(甲)という仕上工(34歳、日給60銭)は勤続年数7年であり、(乙)という仕上工(53歳、日給50銭)は勤続年数15.6年であった⁽¹⁴³⁾。そして(甲)(乙)の住んでいる家と家の様子は次のようなものであった。

「(甲)ノ家ハ間口三間(一間＝約1.8メートル)許リ、奥行二間半許リノ二階屋一軒建ナリ、表ハ格子戸ニテ靴脱半坪アリ、其側ニ二畳ノ部屋アリ、道ニ沿フテ窓アリ…(妻と12.3歳の男の子－引用者)何レモ服装相当ニシテ小薩張シタル木綿服ヲ着セリ⁽¹⁴⁴⁾」

「(乙)家ハ靴脱キ一間ニ幅二尺許ニテ坂ノ段アリ、其処ニ二畳ノ室アリテ火鉢ヲ据ヘ置キ、奇麗ナル膳ニ布巾ヲ掛ケシモノアリ、其他茶道具等ヲ整然ト排〔配〕置セリ、奥ハ六畳ニテ押入アリ、其側ハ二畳ノ台所ナルガ如シ、^{ほうき}箒等ノ家具モアリ…下駄等モ奇麗ナルモノヲ脱置モアリ⁽¹⁴⁵⁾」

(甲)(乙)の家も前述の貧民の住居とは明らかにかけ離れており、家の様子からしても、(甲)(乙)はとても貧民とは言えない。

以上のように、「鉄工事情」と「附録」は定着労働者の存在と、その相対的に高い社会的ステイタスをうかがわせる様子を明らかにしている。しかし同時に、「附録」は「他ノ工場ニ転シ仕事ヲ求ムル程ノ技術ナキ者ハ遂ニ車ヲ挽キ、又ハ家内諸共手内職シテ糊口スルノ状況ナリ⁽¹⁴⁶⁾」とも記して

(138) 横山、同上論文、27頁。

(139) 『職工事情』第2巻、12頁。

(140) 同上書、35頁。

(141) 同上。

(142) 『職工事情』附録2、272頁。

(143) 同上書、附録2、142頁。

(144) 同上書、附録2、139頁。

(145) 同上書、附録2、140頁。

(146) 同上書、附録2、171頁。

いる。「鉄工」労働者はその技能が低いばかり、社会的に転落する可能性があることを示しているといえよう。

逆の言い方をすれば、「鉄工」労働者は、人力車挽きや家族の手内職で生計を立てる貧民とは明確に異なる社会階層であったことを、この記述はものがたっている。

(9)「工場調査要領（第二版）」 これも工場法の立案準備のために、農商務省商工局が1902年に刊行したものである。この書は、本稿の課題との関連で2つの重要なことを記している。

ひとつは、官営工場における定着労働者の存在と、「機械工業」における成年熟練工の勤続年数の相対的長さである。前者については、「官立工場ニ在リテハ、其ノ傭使スル職工ハ総テ通勤者ニシテ、何レモ工場所在地ニ居住シ、日々通勤スルヲ常トス⁽¹⁴⁷⁾」と記されている。この「工場所在地ニ居住シ」をどう理解するかが要点であるが、常識的に考えれば当り前のことを、わざわざ「官立工場」と限定していることから、官営工場においては同工場付近に定住する工場内定着労働者が多いことを示唆していると言えよう。一方後者については、「機械工場ニ於ケル職工、殊ニ成年男子ニシテ而モ技術ノ修練ヲ要スルモノハ、其ノ勤続年限他ノ職工ニ比スレハ稍長キカ如シ⁽¹⁴⁸⁾」と記されている。

この書でいまひとつ注目されるのは、技能を有する労働者（職工）と貧民が明確に区別されていることである。

「労働者ノ生計上唯一資料ト為ルモノハ、身体ノ健康ト修得シタル職業（技能－引用者注）トナリ、彼等ハ…只健康ナル身体ヲ労役シテ衣食住ノ計ヲ為スノ外他ニ途ナキヲ常トス、是ヲ以テ心身ノ健康ハ労働者ニ取りテハ一層緊切ナル生存条件ニシテ、若シ之ニ欠クトコロアランカ、彼等及彼等ノ妻子ハ窮民ノ伍ニ入ルノ外ナキモノナリ…若シ之ヲ放任センカ国家ハ多額ノ経費ヲ投シテ多数ノ貧民ヲ救助セサルヘカラサルニ至ラン⁽¹⁴⁹⁾。」

この書では当時の政府刊行物では唯一「貧民」という語が用いられているが、ここでは「窮民」＝「貧民」とされ、またそれは技能を有する労働者（職工）とは明確に区別され、その転落形態が「窮民」・「貧民」と位置づけられている。この点は、この書が「職工ノ教育」と「貧民ノ教育」を別立てて論述している⁽¹⁵⁰⁾ ことから明らかである。

(10)「東京砲兵工廠工場諸規制」 これは1889年に制定されたもので、「職工規則」、「職工雇入規制」、「職工手牒取扱法」の3規則から成っている。注目されるのは「職工手牒取扱法」で、そこでは「手牒ノ保続期限ハ凡ソ九ヶ年トス、期満レハ尚ホ新牒ヲ受ケ之レニ継続スヘシ⁽¹⁵¹⁾」と記されている。「手牒」の保続期間がなぜ9年間なのか、かならずしも明らかではないが、勤続10年未満と10年以上に何らかの意味合いを持たせていたことは疑いない。しかしいずれにせよ、「手牒」の保続期間を9年間にしたこと自体、東京砲兵工廠に長期勤続者がかなりの比率で存在していたことを示

(147) 『工場調査要領（第2版）』17頁。

(148) 同上書、34頁。

(149) 同上書、56－57頁。

(150) 同上書、39－42頁。

(151) 『東京砲兵工廠工場諸規則』頁数なし。

唆している。

(11)「呉海軍工廠製鋼部史料集成」 これは山田太郎氏らによって1996年に刊行された史料集である。内容的にはほとんど技術史関係の史料であるが、ただひとつ本稿の課題との関連で興味ある史料が収録されている。

1896年4月、呉に兵器製造所を建設するため、東京赤羽の海軍造兵廠を職工とともに呉に移転するよう、海軍大臣から造兵廠長宛てに訓令が発出された。しかし、「職工ノ多数ハ家計ノ都合上呉ニ移住スルコトヲ好マズ、サリトテ呉ニ於テ特殊技能者ヲ募集スルコトハ困難ナリシ事情ニ鑑ミ、原田〔宗助〕造兵長ハ移転職工一人ニ付キ十円宛ノ仕度金ヲ支給スルノ道ヲ講ゼントシ⁽¹⁵²⁾」、同年4月20日、海軍大臣西郷従道宛に「職工移転ノ為メ手当金御支給相成度上申」という上申書を提出した⁽¹⁵³⁾。この上申書はそのまま受け入れられることはなかったが、紆余曲折を経て結局、職工1人当たり10円が支給されることになった。

本稿の課題との関連で以上の史実は何をものがたっているのであろうか。それは端的に言って、海軍造兵廠職工の移動を好まない定着性向である。その定着性向が赤羽という地域への定着性向なのか、造兵廠への定着性向なのかはかならずしも明らかではないが、(9)で述べたことをふまえれば、その両者、定住し造兵廠へ定着するという意味での定着性向であったと考えて差し支えないであろう。

(12)「職工取扱ニ関スル調査」 これは東京高等商業学校（現一橋大学）が1912年に刊行した調査報告書である。この報告書はいくつかの興味ある史実を提供しているが、本稿の課題との関連でひとつだけ重要な史実を紹介することにしたい。それは、1903年に制定された官営鉄道「鉄道作業局汽車部工場職工規則」の第3条である⁽¹⁵⁴⁾。

この条項では、「定備職工」（「臨時備職工」ではない職工のすべて）を基本賃金（賃格）を基準に、次の6つに区分している。1級－日給90銭以上、2級－同80銭以上、3級－同70銭以上、4級－同60銭以上、5級－同50銭以上、6級－同50銭以下。これは、(6)で示唆しておいたように、「鉄工」労働者の基本賃金は30～35銭であるという横山源之助の認識とはおおきく食い違っている。基本賃金50銭以下は、鉄道作業局工場では最下層の「定備職工」なのである。

(13)「長崎造船所労務史」 これは、三菱長崎造船所職工課が1930年に刊行した謄写刷の稿本である。

まず、上記の鉄道作業局工場職工の等級編成との関連で、長崎造船所の職工がどのように等級区分されていたのかをみることにしたい。1898年、「職工ノ賃格35銭以下ヲ手伝ト称ス⁽¹⁵⁵⁾」とされ、基本賃金36銭以上が「職工」、35銭以下が「職工手伝」となった。しかし1905年、この基準は改正され、「職工中賃格46銭以上ヲ本職トシ、其ノ未滿ヲ手伝トスルコト⁽¹⁵⁶⁾」に改められた。さらに、1909年、

(152) 『呉海軍工廠製鋼部史料集成（一）』56頁。

(153) 上申書は、同上史料集、同頁を参照。

(154) 『職工取扱ニ関スル調査』（官業之部）164頁。

(155) 『長崎造船所労務史』第2編、88頁。

(156) 同上書、90頁。

長崎造船所の企業内福利施設である「職工救護法」が「職工救護規則」に改正されたさい、職工が等級別に区分されることとなった。それは以下のとおりである⁽¹⁵⁷⁾。1等－職工・人夫小頭及び小頭心得、2等－職工・人夫組長及び小蒸汽船々長・機関士、3等－日給60銭以上の職工・人夫・船員・船夫、4等－職工35銭以上ノ職工・人夫・船員・船夫、5等－日給35銭未満の職工・人夫・船員・船夫、6等－職工修業生及び見習。

ここでは、基本賃金（賃格）日給60銭以上が上級の職工、35銭以上60銭未満が中級の職工、35銭未満が下級の職工と位置づけられているようである。ここでも、「鉄工」労働者の基本賃金を30～35銭であるとする横山源之助の認識と食い違っている。

また、日露戦争後の事業の縮小による労働者数の減少は主として「渡り職工」＝「独身者」の離職によるものであったことは既に述べたとおりであるが、「長崎造船所」は同時に、このときの労働者数の減少が長期勤続の「老年職工」の解雇を含んでいたことを記している。

「（日露戦争後の事業の縮小のため－引用者）一万有余ノ職工ハ到底之ヲ支フル能ハザリシヲ以テ、去ルモノハ去ルニ任セ取テ補充スルコトナキノミナラズ、老年職工ノ解雇…等ヲ為シ、対事業ノ調節ニ努メタリ⁽¹⁵⁸⁾。」

「（明治－引用者）四二年度末ニ於テハ遂ニ五千七百余人ニ半減セリ、此ノ解雇者ノ内ニハ工場ノ都合ニヨル諭旨解雇ト、自己ノ都合ニ依ル退職トアリテ、諭旨解雇者ハ約八百名、自己ノ都合ニ依ルモノ二千五百余名ナリ、而シテ此ノ諭旨解雇者ノ内三分ノ一ハ明治十七年当所創業以来在職セシ永年勤続ノ者アリ⁽¹⁵⁹⁾。」

事実、長崎造船所労働者の年齢構成をみると、50歳以上の比率は、1902年3.9%、1907年2.6%、1911年2.1%となっており⁽¹⁶⁰⁾、日露戦争後はっきり低下傾向を示している。しかしこのことは、逆の言い方をすれば、長崎造船所に創業以来の長期勤続者がかなりの人数で存在していたことを示唆している。

(14)「明治の呉及呉海軍」　これは八木彬男の執筆になる本で、1957年株式会社呉造船所から出版されている。この本も興味あることを記している。ひとつは、呉海軍工廠の職工になることがみずからの社会的ステイタスを高める魅力あるものであったことである。この本ではこの点について、「並職工は…予ね々々市中で一人前の大工・左官・鍛冶・仕上などになって居た者が応募して来たのが大多数でありました⁽¹⁶¹⁾」と述べている。ここでは重工業（呉海軍工廠）職工の「大多数」が職人から転生した者であったことが示されている。一方、呉海軍工廠の見習職工になることも魅力的なものであった。

「見習職工は年令十四才以上…の小学校卒或は中退のものが採用され、六ヶ月間実業を習わされる間は無給料、六カ月経ってからは初代が十二銭と云ふ時代がありました。夫でも市内で弟子入りなどするよりは大有利なので…募集が出ると呉及其近郷の者は盛に志願したのであり

(157) 同上書、187頁。

(158) 同上書、16－17頁。

(159) 同上書、17頁。

(160) 三菱長崎造船所『年報』1902年、1907年、1911年による。

(161) 『明治の呉及呉海軍』104頁。

ます。後に無給制は廃止となりましたから、尚更農工商家の幼年者が盛に之を志す所として居たのであります⁽¹⁶²⁾。』

重工業（呉海軍工廠）の職工が「下層社会」（貧民）的性格を帯びていたのであれば、このような見習職工志願は生じなかったであろう。

この本でいまひとつ注目されるのは、日露戦争後の事業縮小による職工数減少の方針である。すなわち呉海軍工廠は、日露戦争後、職工募集の停止、職工自然減の方針でのぞんだが、この方針は的中し、職工数は年一年と相当減少することとなった⁽¹⁶³⁾。この点についてこの本は、「戦役中には海軍景気を見込んで、遠地からも、いわゆる渡り鳥が集って来ていた実情が、この潮待方針に効果あらしめた訳であります⁽¹⁶⁴⁾」と述べている。また、この点と関連してこの本は、「独り造機部は造船部ほどには、工具の自然減少を見なかった。それは前述の渡り鳥的工具が、始めから比較的少なかったからでありましょう⁽¹⁶⁵⁾」とも述べている。

このことは、第2節の統計的分析で三菱長崎造船所についてみたように、呉海軍工廠においてもコアとなる定着労働者が一貫して存在し、日露戦争中・後の景気の変動に応じて「渡り職工」が集まったり、離散していったことをものがたっている。

(15)「職工物語」 これは、14歳のとき（1897年頃）佐世保海軍工廠に見習工として入職し、その後諸工場を渡り歩いた「鉄工」労働者、宮地嘉六の自叙伝である。中央労働学園より1949年刊行。

16歳のとき宮地は早くも見習工を卒業し、佐世保海軍工廠造船部製罐工場に採用されたが、「幸い日給四五銭（45銭はその頃大人並の日給）で採用された⁽¹⁶⁶⁾」と宮地は率直に喜んでいる。ここでも、「鉄工」労働者の基本賃金30～35銭という横山の認識は崩れている。その後17歳（1900年）のとき、宮地は呉海軍工廠造船部に旋盤工として入職するが（日給45銭）、佐世保・呉といった「軍港地帯」の労働条件の良さについて、宮地は次のように書いている。

「概して佐世保とか呉とかそういった軍港地帯は労働条件がよい。職工を定着させるためにくらしよい生活水準ができていなのだ。女房でも持って一軒の家にカチッと住まって辛抱すれば貯金ができるのである」。

しかし、そのように労働条件が良いにもかかわらず、呉には職工を差別するような雰囲気があったとして、次のように記している。

「海軍都市ではなんととっても、海軍士官がピカールで、士官といえば貴族扱いだった。一に士官、二に工廠技術官…三に御用商人…第四が水兵と職工ということになるが、職工よりも水兵の方がなぜか人気者だった。…職工はなぜか心理的には侮辱されていた。ふところ具合でも決して水兵に劣るものではなかったが、職工というものは心理的に人気なかった。市民の大半を占め、呉という都市の好況を象徴する葉葉色の服は感じの上ではさげすまれる風があった。

(162) 同上。

(163) 『明治の呉及呉海軍』続編、1958年、60-61頁。

(164) 同上書、61頁。

(165) 同上。

(166) 『職工物語』20頁。

…私自身業業服の職工であることがいつとはなく気のひける思いがした。必ずしもひがみでなく、職工は下等と見られている風があった。それでいて表面は『職工はいい金を取っている』ということでもてはやされたものだ⁽¹⁶⁷⁾。』

ここでは、職工の賃金の豊かさ、職工に対する社会の差別意識の共存が語られている。職工の賃金の豊かさは、職工が社会階層的には「下層社会」＝貧民とは異なった存在であることを示している。一方、社会的に差別されているという点では、職工と貧民の同質性を示唆している。前者の職工に対する差別意識が異にかざられたものではないことは、諸工場を渡り歩いた宮地が次のように述べていることから明らかである。

「私は、自分が長い期間、職工生活を続けて来たから己惚^{うぬぼれ}をいうようだが、日本の職工は素質がよいと思う。このように素質のすぐれた日本の職工を劣等視したり、無教養として軽蔑したりするのは大なるまちがいであり、日本国の損失であろう⁽¹⁶⁸⁾。』

むすび

以上の考察の結果を要約することによって、むすびに代えることにしたい。

まず「都市下層」とは都市貧民社会（都市貧民が集住していた地域）をさし、重工業大経営労働者の多数（熟練職工）は、産業革命初期より「都市下層」とは無縁の存在であった。したがって、産業革命期の重工業大経営労働者を「都市下層民」として捉える見解や、そこからの離脱として捉える見解は誤りといわねばならない。重工業大経営労働者のうち「都市下層」と結びつくのは、見習職工や職工手伝や工場人夫などの不熟練労働者であった。こうした不熟練労働者が少なからず（工場によっては全体の30%ほど）存在したことは、欧米から輸入され、また日本国内で製造された機械が手工的熟練労働をなお必要としていたことや⁽¹⁶⁹⁾、機械が「機械体系」としては移植されず、機械と機械をつなぐ連結工程を欠いていたことによるものであった⁽¹⁷⁰⁾。重工業大経営労働者も「都市下層民」（都市貧民）的性格を有していたとすれば、こうした不熟練労働者について当てはまることであり、また程度の差はあるものの、大経営熟練職工も都市貧民もひとしく差別された存在であったからである。

重工業大経営の熟練職工が「都市下層」とは無縁の相対的高賃金を稼得していたのは、一部は明治期のかなり早い時期に重工業経営に見習職工として入職した職歴の長い熟練工が存在したことにもよるが、基本的には、すでに高い技能をもち「都市下層民」よりは高い賃金を得ていた職人の職工への転化がかなり広汎にみられたためと考えられる。日本の職人の技能の高さと、外国製・国内

(167) 同上書、35頁。

(168) 同上書、64頁。

(169) この時期の重工業大経営の労働がなお手工的性格を有していたことについては、兵藤釗、前掲『日本における労資関係の展開』第1章第2節を参照されたい。

(170) 横須賀海軍工廠の例ではあるが、1898年から1907年までの10年間に新設された機械台数は158台で、そのほとんどが作業機械であり、運搬工程にかかわる機械（トラベリングクレーン）はわずか2台にすぎなかった（兵藤、同上書、221頁）。

製機械への適応力の高さ⁽¹⁷¹⁾が、これを可能ならしめたといってよい。

そして、近世以降職人遍歴の歴史的伝統のない日本の職人の地域的定着性が、重工業大経営熟練工のなかに、かなりの比重で定着労働者を生み出すこととなった。産業革命期における重工業大経営の熟練工を「渡り職工」一色で描くことは誤りといわねばならない。こうした大経営熟練工の企業内定着は、定期的昇給制によって、大経営熟練工の賃金をさらに引き上げることになった。重工業大経営熟練工の世帯の一部が多就業構造を有していたことは、こうした定着労働者との関連で説かれるべきであり、それをもって大経営熟練工の「都市下層民」(都市貧民)的性格を論ずることは再検討の余地があるように思われる。

(にしなりた・ゆたか 一橋大学大学院経済学研究科教授)

(171) この点については、遠藤元男『近世職人の世界』(雄山閣, 1985年) 41, 42頁, 永原慶二ほか編『講座 日本技術の社会史』第7巻<建築>(日本評論社, 1983年) 219, 224頁, 鈴木淳『明治の機械工業—その生成と展開—』(ミネルヴァ書房, 1996年) 53, 74頁を参照。